

令和 6 年

七宗町議会第 3 回定例会会議録

令和 6 年 9 月 3 日

令和 6 年 七 宗 町 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録	
招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 3 日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	9 月 3 日 午前 1 0 時 0 0 分
出 席 議 員	1 番 古田好文君、2 番 堀部勝広君、3 番 松山成美君、 4 番 市川裕隆君、5 番 大鋸利光君、6 番 中島寛直君、 7 番 加納忠良君、8 番 福井徳一君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 山田俊也君、参事兼ふるさと振興課長 林佳成君、 総務課長 亀山桂児君、建設課長 福井靖信君、 支所長 加納和敏君、水道環境課長 石黒義仁君、 会計室長 加藤裕規君、住民課長 安江英樹君、 健康福祉課長 杉本泰幸君、教育課長 渡辺岳志君 代表監査委員 中島仁恵君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 佐伯義則君 記録 後藤美智代君
七 宗 町 長 提 出 議 案 の 題 目	
	議第 4 7 号 七宗町教育長の任命について 議第 4 8 号 七宗町教育委員会委員の任命について 議第 4 9 号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任について

議第 5 0 号	七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任について
議第 5 1 号	七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任について
議第 5 2 号	七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任について
議第 5 3 号	七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任について
議第 5 4 号	七宗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第 5 5 号	令和 6 年度七宗町一般会計補正予算（第 2 号）
議第 5 6 号	令和 6 年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 5 7 号	令和 6 年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 8 号	令和 6 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 9 号	令和 6 年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議第 6 0 号	令和 6 年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議第 6 1 号	令和 6 年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
議第 6 2 号	大柿橋修繕工事請負契約の締結について
認定第 1 号	令和 5 年度七宗町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 5 年度七宗町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 5 年度七宗町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	令和 5 年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	令和 5 年度七宗町神湊財産区特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号	令和 5 年度七宗町上麻生財産区特別会計歳入歳出決算認定について

	認定第 7 号 令和 5 年度七宗町中麻生財産区特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 8 号 令和 5 年度七宗町簡易水道事業会計決算認定について 認定第 9 号 令和 5 年度七宗町下水道事業会計決算認定について 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
報	告
	報告第 7 号 例月出納検査結果報告書について 報告第 8 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告について 報告第 9 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	日程第 1. 会議録署名議員の指名 日程第 2. 会期の決定 日程第 3. 議第 4 7 号から議第 6 2 号まで 認定第 1 号から認定第 9 号まで 諮問第 1 号 日程第 4. 議員派遣の件について
会議録署名議員の指名 議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した。	
	6 番 中島寛直君 7 番 加納忠良君
会期の決定 会期は次の 1 1 日間に決定した。	
	令和 6 年 9 月 3 日から 9 月 1 3 日までの 1 1 日間
議 事 の 経 過	

開	議	午前 10 時 00 分
議長（福井徳一君）	皆さん、おはようございます。 本日は、令和 6 年七宗町議会第 3 回定例会にご参集賜り、誠に苦労さまでございます。 ただいまの出席議員は 8 名で定足数に達しております。 したがって、令和 6 年七宗町議会第 3 回定例会は成立しましたので、開会をいたします。 これより本日の会議を開きます。 諸般の報告を事務局長より行います。	
局長（佐伯義則君）	諸般の報告を申し上げます。 議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。 町長から、本日付をもって、議第 47 号から議第 62 号、認定第 1 号から認定第 9 号、諮問第 1 号の議案が提出されました。 以上でございます。	
議長（福井徳一君）	報告第 7 号 例月出納検査結果報告書について、監査委員より報告書が提出されましたので、配付して報告といたします。 続きまして、報告第 9 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告を求めます。 教育課長 渡辺岳志君。	
教育課長（渡辺岳志君）	（報告のため登壇） 報告第 9 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてご説明をさせていただきます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。 今回、七宗町教育委員会点検評価実施要領に基づき、令和 5 年度の点検評価を実施しました。 内容については、令和 5 年度に実施した教育委員会活動及び教育委員会事務局の各担当が行っている主な事業、学校統合推進事業、G I G A スクール構想による端末の更新事業、教科生徒指導について、七宗町体育館等の今後について、教育委員会関係の委員、役員等を含めた組織の見直しについて、	

	要保護児童生徒の情報の把握と対策について、給食調理員の民間委託についての7項目について実施しています。 AからDまでの判定基準を設けており、Aの順調に達しているものが4項目、Bのおおむね順調に達しているものが3項目、Cの達成見込みであるが課題があるもの、Dの順調でないものはございませんでした。 なお、七宗町教育委員会評価委員会による評価に対する検証、さらには教育委員会に諮り承認を受けております。 なお、結果の詳細については報告書のとおりです。 以上、補足説明とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、6番 中島寛直君及び7番 加納忠良君を指名します。 日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から9月13日までの11日間に決定をいたしました。 日程第3、議第47号から議第62号まで、認定第1号から認定第9号まで、諮問第1号は一括して議題といたします。 本案の提案理由の説明を求めます。 町長 加納福明君。
町長（加納福明君）	（提案説明のため登壇） 本日、令和6年七宗町議会第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとご多用の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。 また、日頃は町政の発展にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。 今年の夏は、7月の平均気温が統計を開始した1898年以降、最も高くなるなど記録的な猛暑となり、熱中症により多くの方が命を落とされてしまいましたが、9月に入り朝晩は少しずつ秋を感じるようになってきました。

	しかし、日中はまだまだ暑い日が続きますので、屋外で作業を行う場合には、水分補給を行い熱中症に注意してください。 さて、8月8日に、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が、平成29年の提供開始以来、初めて発表されました。 今回は、地震に対する備えの再確認や、揺れを感じたら直ちに避難できる態勢を取るよう呼びかけが行われ、1週間後の8月15日に特別な注意の呼びかけは終了しましたが、大規模地震が発生する可能性がなくなったわけではありませんので、「避難場所と避難経路や、家具の固定確認」など、地震に対する備えを引き続き行っていただきますようお願いいたします。 また、大正12年に発生した関東大震災から100年が経過し、関東大震災の発生日である、9月1日が「防災の日」として定められており、近代日本における災害対策の出発点として、9月1日には各地で防災訓練が実施されています。 本町でも、来る9月8日に「七宗町地域防災訓練」を実施しますので、改めて避難経路を確認するなど、地域の皆さんで防災について考え、災害に備える機会としていただきたいと思いますと考えております。 最後に、昭和30年2月に神湊村と上麻生村が合併し、七宗村が誕生し、本年度は70周年の節目を迎えることから、10月26日に上麻生小学校体育館において、合併70周年記念式典を実施します。 式典では、本町の発展にご尽力いただきました方々に対し敬意を表すとともに、教育評論家として各方面で活躍されております尾木ママこと尾木直樹氏を迎え、「子ども新時代の子育てと教育」と題した講演会を開催しますので、お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。 さて、本定例会に提案して、ご審議賜ります議案は、人事案件7件、条例関係1件、予算関係7件、契約関係1件、認定関係9件、諮問関係1件の合わせて26件であります。 議第47号 七宗町教育長の任命については、現教育長であります早野稔氏におかれましては、令和6年9月30日をもって任期満了を迎えられます。 つきましては、引き続き教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 なお、任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日まで
--	---

	の3年間でございます。 議第48号 七宗町教育委員会委員の任命については、現在、教育委員であります上野香津代氏におかれましては、令和6年9月30日をもって任期満了を迎えられます。 つきましては、引き続き教育委員に再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものであります。 なお、任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間でございます。 議第49号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、七宗町中麻生財産区管理条例第3条の規定により、岩田文夫氏の選任の同意を求めるものであります。 議第50号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、七宗町中麻生財産区管理条例第3条の規定により、前島佳徳氏の選任の同意を求めるものであります。 議第51号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、七宗町中麻生財産区管理条例第3条の規定により、岩井昭喜男氏の選任の同意を求めるものであります。 議第52号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、七宗町中麻生財産区管理条例第3条の規定により、村雲正則氏の選任の同意を求めるものであります。 議第53号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、七宗町中麻生財産区管理条例第3条の規定により、前島宗直氏の選任の同意を求めるものであります。 議第54号 七宗町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、関連する国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対する罰則を削除するため、条例の一部を改正するものであります。 なお、施行期間は、令和6年12月2日とするものです。 失礼しました。 施行期日は、令和6年12月2日とするものです。 議第55号 令和6年度七宗町一般会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,986万円増額し、予算総額を34億8,949万9,000円とするものであります。 主な歳入は、地方交付税の増額及び、前年度からの繰越金の増額によるものです。 主な歳出は、財政調整基金への積立金及び、所得税と住民税において合計4万円の定額減税が受けられなかった方へ支給する調整給付金や、65歳以上の方を対象とした新型コロナワ
--	--

	クチンの定期接種を実施するための委託料の増額によるものです。 議第56号 令和6年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ2,151万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を5億4,201万1,000円とするものであります。 主に歳入の繰越金、歳出の予備費の増額です。 議第57号 令和6年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1,399万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億5,399万9,000円とするものであります。 主に、歳入の繰越金、歳出の基金積立金、償還金の増額です。 議第58号 令和6年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ271万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を9,571万9,000円とするものであります。 主に、歳入の繰越金、歳出の予備費の増額です。 議第59号 令和6年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ18万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を148万9,000円とするものであります。 主に、歳入の繰越金を増額し、予備費を同額の増額です。 議第60号 令和6年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ53万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を63万円とするものであります。 主に、歳入の繰越金、歳出の予備費の増額です。 議第61号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的支出の総額は変更ありませんが、営業費用を4万5,000円増額し、予備費を同額の減額です。 また、資本的支出についても、総額について変更はありませんが、建設改良費では、麻生第二浄水場解体工事の追加による増額、その他工事の精査による減額です。 議第62号 大柿橋修繕工事請負契約の締結については、条件付一般競争入札を行った結果、中部興業株式会社が、5,225万円で落札したため、8月30日に仮契約を締結しました。 本契約については、七宗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。 認定第1号 令和5年度七宗町一般会計歳入歳出決算認定に
--	---

	ついてから認定第9号 令和5年度七宗町下水道事業会計決算認定についてまでの、各会計の決算状況につきましては、令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び令和5年度七宗町簡易水道事業会計決算書並びに、令和5年度七宗町下水道事業会計決算書のとおりであります。 先月、監査委員の方々に審査をしていただきました結果及び意見につきましては、審査意見書のとおりでありますので、ご確認いただき議会の認定に付するものであります。 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、令和6年12月31日の任期満了に伴い、堀部章比己氏の推薦については、議会の意見をいただき町長が推薦するもので、引き続き人権擁護委員として適任と認めるものであり、人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。 以上のとおり、議案に対する提案説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。 よろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	続きまして、令和5年度七宗町一般会計等歳入歳出決算認定について補足説明を求めます。 会計室長 加藤裕規君。
会計室長（加藤裕規君）	（補足説明のため登壇） それでは、認定第1号から認定第7号について説明させていただきます。 まず、1ページから7ページに、決算審査の意見書を添付しております。 それでは、8ページの令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表を説明いたします。 会計別に読み上げさせていただきます。 一般会計歳入決算額32億8,907万2,522円、歳出決算額31億3,821万6,235円、差引残額1億5,085万6,287円。 繰越明許費のうち、繰越財源額3,625万1,477円、実質収支額1億1,460万4,810円。 令和6年度繰越額としまして、1億5,085万6,287円。 続きまして、国民健康保険事業特別会計歳入決算額4億6,613万9,031円、歳出決算額4億95万2,787円、差引残額及び令和6年度繰越額としまして6,518万6,244円。 続きまして、介護保険事業特別会計歳入決算額6億3,550万2,554円、歳出決算額5億9,177万2,453円、差引残額及び令和

	6年度繰越額としまして4,373万101円。 続きまして、後期高齢者医療事業特別会計歳入決算額8,312万147円、歳出決算額7,624万8,464円、差引残額及び令和6年度繰越額687万1,683円。 神奈川財産区特別会計歳入決算額134万7,914円、歳出決算額115万8,246円、差引残額及び令和6年度繰越額18万9,668円。 上麻生財産区特別会計歳入決算額66万2,849円、歳出決算額6万2,550円、差引残額及び令和6年度繰越額60万299円。 中麻生財産区特別会計歳入決算額70万8,642円、歳出決算額はございませんでした。 差引残額及び令和6年度繰越額としまして70万8,642円。 合計が、歳入決算額44億7,655万3,659円、歳出決算額42億841万735円、差引残額が2億6,814万2,924円。 繰越明許費のうち繰越財源額3,625万1,477円。 実質収支額2億3,189万1,447円。 令和6年度繰越額としまして2億6,814万2,924円。 歳入歳出外会計は、歳入歳出決算額は同額の2億6,814万2,924円でございます。 続きまして、9ページから11ページの詳細につきましては、配付させていただきました決算書及び決算事項別明細書と併せてご覧いただきたいと思います。 12ページからは令和5年度中における主要事業を添付しております。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長（福井徳一君）	続きまして、令和5年度七宗町一般会計等歳入歳出決算審査の結果について報告を求めます。 代表監査委員 中島仁恵君。
代表監査委員 （中島仁恵君）	（報告のため登壇） 失礼いたします。 おはようございます。 代表監査委員の中島仁恵でございます。 よろしくお願いいたします。 それでは、令和5年度の決算審査の意見を報告させていただきます。 認定第1号から第7号について、七宗町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書の2ページをご覧ください。 令和5年度決算審査意見書を配付しておりますので、必要事

	項を読みながら説明をいたします。 3 ページをお願いします。 第1、審査の概要は、令和6年8月2日、6日、9日の3日間で、関係の職員さんからのヒアリングを経て、七宗町一般会計及び特別会計6件について、歳入歳出決算書及び事項別明細書によって執行体制や会計処理の適否についての審査を行いました。 歳入につきまして、調定額に対する収入未済額や歳入の大きなウエートを占める補助金が予算どおり確保されたか、減少している場合は、その原因と理由について審査をいたしました。 歳出について、予算が目的どおり適法、適正になされているか、そして効果が達成されているかを審査いたしました。 第2、審査の結果につきましては、審査に付された一般会計及び特別会計についての決算書及び附属書類は法令に基づいて調製され、所定の事項を具備しており、適正に処理されていることを認めました。 ただし、一部の処理について改善を要すると判断したものについては、その都度、関係課長さん等に質問や要望をいたしました。 次に、6 ページをお願いします。 第6、基金管理の状況については、財政調整基金、ひちそうまちづくり基金、庁舎整備基金など、全ての基金の運用状況については、いずれも適正に処理されており、収支の計数についても正確であると認められましたので、今後も有利かつ確実な運用をされたいと思います。 最後に、令和5年度になり、今までコロナで中止していた行事やイベントも徐々に再開し、七宗町にも少しずつ活気が戻ってきたと感じます。 町民の皆様に生き生きと暮らしていただくためには、やはり触れ合いの場が大切だと感じますので、今後も住民サービスの一環として継続して行っていただきたいと思います。 以上が認定第1号から第7号までの令和5年度の決算に関する審査の意見書でございます。
議長（福井徳一君）	続きまして、令和5年度七宗町簡易水道事業会計等決算認定について補足説明を求めます。 水道環境課長 石黒義仁君。

水道環境課長 (石黒義仁君)	(補足説明のため登壇) それでは、令和５年度七宗町簡易水道事業会計等決算認定について、認定第８号、認定第９号について説明させていただきます。 初めに、簡易水道事業会計決算書２ページ、３ページをご覧ください。 収益的、資本的別の収入決算額、支出決算額、不用額、繰越額を読み上げさせていただきます。 簡易水道会計、収益的収入及び支出は、収入決算額２億１,１８０万１,５３２円で、水道料金、他会計補助金、長期前受金戻入などです。 支出決算額２億３,７２９万９,７８３円は、設備の維持管理費、水質検査手数料、減価償却費等です。 支出予算額から支出決算額を引いた不用額は２,２９２万４,２１７円です。 続きまして、資本的収入及び支出は、収入決算額２億２,０６４万１,０４０円で、工事による起債借入れ、一般会計からの出資金、補助金等です。 支出決算額２億４,０４１万１,３４１円は、耐震管路工事費、企業債償還金等です。 支出決算額のうち、工事費として前年度繰越額１,０４５万円、翌年度繰越額１,５５６万６,８００円となっており、支出予算額から支出決算額、翌年度繰越額を差し引いた不用額は２１６万５,８５６円です。 １３ページから、決算附属書を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。 続きまして、下水道事業会計決算書、２ページ、３ページをご覧ください。 下水道事業会計、収益的収入及び支出は、収入決算額１億８,５６４万５,２２１円で、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入などです。 支出決算額１億８,６０８万６,４０７円は、施設の維持管理費、減価償却費等です。 支出予算額から支出決算額を差し引いた不用額は９８６万５,５９３円です。 資本的収入及び支出は、収入決算額１,９９４万３,５００円で、一般会計からの出資金、補助金等です。 支出決算額４,４０９万２,８８７円は企業債償還金等です。 支出予算額から支出決算額を差し引いた不用額は７６万１１３円です。
---------------------------	--

	13ページから決算附属資料を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。 続きまして、下水道事業会計基金管理状況についてご説明させていただきます。 25ページ、（３）基金明細書をご覧ください。 令和５年度末の現在高は、利子の増加額は3,542円でした。 取崩しの減少額はゼロ円。 令和５年度末で3,118万3,381円となっております。 以上で認定第８号及び認定第９号の補足説明とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	続きまして、令和５年度七宗町簡易水道事業会計等決算審査の結果について及び報告第８号 令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。 代表監査委員 中島仁恵君。
代表監査委員 （中島仁恵君）	（報告のため登壇） 認定第８号及び認定第９号、令和５年度の七宗町簡易水道事業会計並びに七宗町下水道事業会計の決算審査の意見を報告させていただきます。 第１、審査の概要は、令和６年８月６日に行い、関係職員さんからのヒアリングを経て、七宗町簡易水道事業会計並びに下水道事業会計の決算について、簡易水道事業並びに下水道事業会計決算書及び決算附属資料によって、その経営、執行体制や会計処理の適否について審査をいたしました。 令和５年度から財産、経営状況を正確に把握し、事業運営の効率化や健全化を図ることを目的に、官公庁会計から地方公営企業会計へと移行されました。 収益的、資本的の収入に対し支出が大きく、不足額が生じており、一般会計からの補助金等に依存し、補填されているのが状況です。 経営は大変厳しいものとなっており、使用料の課題は大であり、見直し、コストの削減、維持管理の効率化を図るなど、事業経営の健全化に努められたいと思います。 収入につきましては、予定収入に対する収入額に対し、収入のうちの補助金が予算どおり確保されたか、支出については、予算が目的どおり適法、適正になされているかなど、計算書等を確認し、効果が達成されているかを審査いたしました。 また、経営に係る状態を経営指標の値を用いて説明していた

	だき、審査を行いました。 下水道事業の基金管理の状況につきましては、下水道整備基金の運用状況については、いずれも適正に処理されており、収支の計数についても正確であると認められましたので、今後も有利かつ確実な運営をされたいと思います。 第2、審査の結果につきまして、審査に付された七宗町簡易水道事業会計並びに下水道事業会計についての決算書及び附属書類は法令に基づいて調製され、所定の事項を具備しており、適正に処理されていると認められました。 以上をもちまして、認定第8号及び認定第9号の令和5年度の決算に関する審査の意見書といたします。 続きまして、報告第8号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告をいたします。 1枚めくってください。 町長さんに提出いたしました意見書の写しをつけております。 その後の先ほどというところからは、4行、3行は省きます。 1、総合意見といたしましては、審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算出基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認めました。 また、実質公債費比率が2.8%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っているということは、非常によい結果であると思っております。 今回の数値の主な要因は、借入金の返済等によるものと伺っております。 ちなみに、前年は4.1%でございました。 続いて、裏面をお願いいたします。 2、個別意見といたしましては、1、実質赤字比率と、2、連結実質赤字比率につきましては、赤字はなく良好な状態と認めました。 3、実質公債費比率につきましては、先ほど申しましたように2.8%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回り、良好な状態と認めました。 4、将来負担比率はなく、こちらも良好な状態と認めました。 5、資金不足比率につきましては、いずれの会計も資金不足はなく、良好な状態と認めました。 最後に、是正改善を要する事項等につきましては、特に指摘すべき事項はないものと判断いたしました。 以上をもちまして、令和5年度健全化判断比率及び資金不足
--	---

	比率の審査意見の報告といたします。
議長（福井徳一君）	これより議案に対する質疑を行います。 質疑は質問席で行ってください。 最初に何点質疑があるかを述べ、1議題ずつ質疑をお願いいたします。 それでは、質疑はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長（福井徳一君）	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 お諮りいたします。 議第47号 七宗町教育長の任命については、直ちに討論及び採決したいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、本案は直ちに討論及び採決することに決定をしました。 この案件は、教育長 早野稔君の一身上の案件であり、本人より退席の申出がありましたので、早野稔君は退席を願います。 （教育長 早野稔君 退場）
議長（福井徳一君）	これより討論を行います。 討論はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長（福井徳一君）	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより議第47号を採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立でございます。 着席ください。 したがって、議第47号 七宗町教育長の任命については、同

	意することに決定をしました。 早野稔君の入場を求めます。 （教育長 早野稔君 入場）
議長（福井徳一君）	早野稔君に報告します。 ただいま教育長に任命することに同意をされました。 一言ご挨拶を願います。
教育長（早野稔君）	（挨拶のため登壇） 任命につきまして同意を賜りましたことに感謝申し上げるとともに、これからの七宗町の教育のため努力してまいりたいと決意をしているところです。 令和7年度七宗中学校、令和8年度七宗小学校の開校を目指し、優しく心温まり、また、子どもたち一人一人が輝く学校を目指したいと考えます。 これからも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。
議長（福井徳一君）	お諮りいたします。 議第48号 七宗町教育委員会委員の任命については、直ちに討論及び採決したいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、本案は直ちに討論及び採決することに決定をしました。 これより討論を行います。 討論はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長（福井徳一君）	討論なしと認めます。 これより議第48号を採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案は、これに同意することに賛成の方はご起立を願います。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立でございます。 着席ください。 したがって、議第48号 七宗町教育委員会委員の任命につい

	ては、同意することに決定をしました。 続きまして、お諮りいたします。 議第49号から議第53号までの七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、直ちに討論及び採決したいと思います。 これに異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、議第49号から議第53号までを直ちに討論及び採決することに決定をしました。 これより討論を行います。 討論はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長（福井徳一君）	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより採決をいたします。 議第49号から議第53号までを1議案ごと採決し起立によって行います。 初めに、議第49号、岩田文夫君の選任について採決いたします。 本案は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、議第49号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、同意することに決定をしました。 次に、議第50号、前島佳徳君の選任について採決をいたします。 本案は、これに同意することに賛成の方のご起立を願います。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、議第50号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、同意することに決定をしました。 次に、第51号、岩田昭喜男君の選任について採決いたします。

	本案は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。 (賛成者起立)
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、議第51号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、同意することに決定をしました。 次に、議第52号、村雲正則君の選任について採決をいたします。 本案は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。 (賛成者起立)
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、議第52号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、同意することに決定をしました。 次に、議第53号、前島宗直君の選任について採決をいたします。 本案は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。 (賛成者起立)
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、議第53号 七宗町中麻生財産区財産管理会委員の選任については、同意することに決定をしました。 続きまして、お諮りいたします。 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、直ちに討論及び採決したいと思います。 これに異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、本案は直ちに討論及び採決することに決定しました。 これより討論を行います。 討論はありませんか。 <「ありません」の声あり>

議長（福井徳一君）	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより諮問第1号を採決いたします。 この採決は起立によって行います。 本案の意見は、推薦者を適任として答申することに賛成の方は起立を願います。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任として答申することに決定をしました。 お諮りいたします。 議第54号から議第62号まで、認定第1号から認定第9号までは、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、議第54号から議第62号まで、認定第1号から認定第9号までは、議案等付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。 なお、審査結果は委員会が終了次第、速やかに本職に報告を願います。 日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。 これにつきましては、事務局長に朗読をさせます。
局長（佐伯義則君）	（朗読） 日程第4、議員派遣の件について。 令和6年9月3日、本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。 1、国に対しての要望活動及び総務建設・教育民生常任委員会視察、（1）目的 国政に対しての要望活動及び総務建設・教育民生常任委員会視察研修のため、（2）派遣場所 東京都（衆議院議員会館、参議院議員会館）・長野県南箕輪村、（3）期間 令和6年10月2日から3日までの2日間、（4）派遣議員 8名全員を対象とする。

	以上でございます。
議長（福井徳一君）	お諮りいたします。 ただいま事務局長が朗読しましたとおり、派遣することにした たいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、議員派遣の件につきましては、原案のとおり派 遣することに決定をしました。 お諮りいたします。 委員会審査及び議案精読のため、明日９月４日から９月12日 までを休会としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、９月４日から９月12日までを休会とすることに 決定をしました。 ９月13日は午後２時までにご参集くださいますようお願いを 申し上げます。 13日の日程は追って配付します。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会をいたします。 ご苦労さまでした。 (午前１０時５８分 散会)

令和6年七宗町議会第3回定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和6年9月13日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	9月13日 午後2時00分
出 席 議 員	1 番 古田好文君、2 番 堀部勝広君、3 番 松山成美君、 4 番 市川裕隆君、5 番 大鋸利光君、6 番 中島寛直君、 7 番 加納忠良君、8 番 福井徳一君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 加納福明君、教育長 早野稔君、 参事 山田俊也君、参事兼ふるさと振興課長 林佳成君、 総務課長 亀山桂児君、建設課長 福井靖信君、 支所長 加納和敏君、水道環境課長 石黒義仁君、 会計室長 加藤裕規君、住民課長 安江英樹君、 健康福祉課長 杉本泰幸君、教育課長 渡辺岳志君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 佐伯義則君 記録 後藤美智代君
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	日程第1. 町政一般に対する質問 日程第2. 議第54号から議第62号まで 認定第1号から認定第9号まで

議 事 の 経 過	
開 議	午後 2 時 0 0 分
議 長 （ 福 井 徳 一 君 ）	皆さんこんにちは。 本日は、令和 6 年の七宗町議会第 3 回定例会最終日となります。 よろしくお願いをいたします。 ただいまの出席議員は 8 名で、定足数に達しております。 これより本日の会議を開きます。 諸般の報告を事務局長より行います。
局 長 （ 佐 伯 義 則 君 ）	諸般の報告を申し上げます。 議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。 以上でございます。
議 長 （ 福 井 徳 一 君 ）	日程第 1、町政一般に対する質問を行います。 発言の通告がありますので、順次発言を許します。 質問は、質問席でお願いをいたします。 答弁は自席でお願いをいたします。 初めに、議席番号 2 番 堀部勝広君。
2 番 （ 堀 部 勝 広 君 ）	（質問のため登壇） それでは、議席番号 2 番、堀部勝広、通告に沿いまして、2 問質問させていただきます。 今年の春もキノコバエが大量発生し、顔をはったり、生臭い臭いに不快感を覚えた方は少なくないと思います。 キノコバエは畑の土や刈り取った雑草など、1 回約 80 個産卵し 3 日でふ化します。 そのため、初期に駆除しないと大量発生につながり、手の施しようがなくなってしまうです。 その被害は全国各地で報告されていますが、有効な対策は見つかっていないようで、広く一般から改善策を募集するなど、手をこまねいている様子がうかがえます。 ただ、産卵場所の少ない都市部では大量発生することはない、

	大きな問題になっていないようです。 キノコバエ自体、直接人体に害を及ぼすものではないと言われていますが、給食センターや飲食店などでは異物混入に神経を使い、工場でも作業性が低下するなど問題になり、家庭や企業では対策グッズ購入のため経済的にも負担がかかっています。 そこで、被害を受けている自治体同士協働することや、協定のある大学で研究依頼するなど改善策を見いだすことはできないでしょうか。 お答え願います。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 参事 山田俊也君。
参事（山田俊也君）	（答弁のため登壇） キノコバエ対策について答弁させていただきます。 キノコバエにつきましては、近年、全国的に多くの発生が確認されており、特に中山間地域では都市部より多く発生している状況であります。 今年の梅雨の時期、特に7月においては例年以上に多くのキノコバエが発生し、建物、窓枠の棧が真っ黒になるほどの現象や悪臭の発生原因など、多くの悪影響が出ております。 また、今年はこれまでになかった人へのアレルギー被害など多く確認されており、医療機関へ受診される方もあり、対応が急務と考えております。 令和3年度より、岐阜県において、虫の特性や発生源、駆除の方法など、専門分野へ委託され対策を講じていただいておりますが、抜本的な対策方法が、解決されていないのが現状であり、県においても、さらに上級機関へ対応等お願いをされます。 本町においても、現在までに判明しております発生の状況や対策方法などをホームページに記載し周知していくほか、国への要望活動にも、本町の現状をお知らせし対策をお願いしていくよう準備を進めております。 また、先般8月1日に岐阜大学とまちづくり等に関する協定を締結し、今後連携をしながら包括的にまちづくりを進めて

	いく予定であります。 その過程の中で、まちづくりにマイナス要因となりますキノコバエの大量発生につきましても情報提供し相談するなど、本町としてできる対応等、模索していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
議長（福井徳一君）	堀部勝広君。
2 番（堀部勝広君）	（質問のため登壇） 答弁ありがとうございます。 引き続き対策のほうをよろしく願いいたします。 続きまして、現在支給されている児童生徒用タブレットが、来年度使用開始から5年を迎え、全国的に更新されると聞きました。 町内では約250台のタブレットが廃棄処分となり、その廃棄費用も必要となってきます。 しかし、廃棄予定のタブレットはまだまだ使用できるものも多いと聞きます。 しかし、廃棄予定のタブレットは、ごめんなさい。 そこで提案です。 SDGs やデジタル田園都市国家構想の観点から、各課の管轄でタブレットを必要とする団体を洗い出し支給することや、基準を設け、希望される町民の方に支給することなどを検討していただけないでしょうか。 検討いただけるとしたら、ぜひとも議員にタブレットを支給し、ペーパーレスに取り組んでいただけないでしょうか。 他の自治体では既に実施されており、その実態を調べると、議員がタブレットの使用に慣れるまでの数年間は、紙とタブレットを併用しているケースがほとんどです。 この状況を踏まえると、タブレットの使用に慣れるまでの間や問題を洗い出し、円滑な仕組みづくりをする間は初期投資を抑えることが得策と考えられ、廃棄されるタブレットで十分その役割を果たすと思います。 このことも含め、ご回答願います。

議長（福井徳一君）	二つ目の質問です。 答弁願います。 教育課長 渡辺岳志君。
教育課長（渡辺岳志君）	（答弁のため登壇） 児童生徒が使用したタブレットの処分についてを答弁させていただきます。 第1期GIGAスクール構想で購入した児童生徒用タブレット230台の更新を行うため、岐阜県市町村GIGAスクール端末整備推進協議会に参加し、共同調達するよう進めております。 堀部議員さんにご提案いただいたとおり、再利用につきましては、令和7年度中に現在使用しているタブレット端末を廃棄するのではなく、活用を考えてまいります。 町民の皆様へのタブレットの貸出しについては、台数が限られていますので、公共施設で活用していただけるよう検討していきます。 議会での活用につきましても、その方法などについて、議会事務局と協議していきたいと思っております。 よろしくお願いします。 以上、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	堀部勝広君。
2番（堀部勝広君）	（所見） 答弁ありがとうございました。 町のデジタル化推進を念頭において、今後も利用価値の高い活用方法をご検討いただくことをお願いし、質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。
議長（福井徳一君）	傍聴席でしたか、今、傍聴席の方携帯音が聞こえましたので、電源を切るかマナーモードをお願いいたします。 続きます。 続きまして、議席番号3番 松山成美君。

3 番（松山成美君）	（質問のため登壇） 3 番、松山です。 議長のお許しをいただきましたので、2 点、ご質問させていただきます。 初めに、三年番茶による耕作放棄茶園の解消に向けた取り組みについて質問させていただきます。 令和元年、茶業の衰退や後継者不足により、耕作を放棄された茶園は、害獣のすみかや、不法投棄の温床となっていました。 耕作放棄茶園、この問題の解消として、三年番茶への取り組みを始めたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、軌道に乗ることもなく、事業が停滞しているわけです。 今後の耕作放棄茶園の解消に向けた取り組みの事業展開を、町としてどのような考え方であるのか、お尋ねします。 また、後継者不足により耕作されなくなった田畑が年々増加しているように思います。 このままだと七宗の美しい里山の原風景や集落環境の保全はできません。 後継者のいない耕作放棄地や遊休農地の解消に向けた取り組みについてのお考えをお聞かせください。 以上です。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（答弁のため登壇） それでは、三年番茶による耕作放棄茶園の解消に向けた取り組みについて答弁させていただきます。 三年番茶は、急速に進む過疎化や高齢化、それに相まって、人と野生動物との緩衝地帯として機能していた里山の荒廃が進む中、茶業の衰退や担い手不足により、多くの茶園が耕作放棄茶園となり、里山の風景が失われたと同時に、茶園が有害鳥獣のすみかとなっていることを受け、その打開策の一つとして、みのかも定住自立圏構想の里山再生プロジェクトの一環として始まったわけですが、令和4年度をもって事業から外されてしまいました。

	これを受け、可茂森林組合様も事業から撤退され、現在ではロックタウンプラザが主体となって事業を継続しておりますが、その規模は小さく、売上げも思うように上がらないのが現状でありますので、改めて販売方法や経営方法について、関係者を交えて検討してまいりたいと考えます。 特に、地元の和菓子屋さんでは三年番茶の粉末を使ったお菓子をお作りいただいたり、食生活クラブの皆さんにはシフォンケーキをお作りいただき、おいでよふる里まつりで販売していただいたり、今年のおいでよふる里まつりでも三年番茶を使った品をお出しいただくような計画があると伺っております。 また、町外の方からも、三年番茶が欲しいとお問合せをいただくこともありますので、引き続き三年番茶の利用価値について探究してまいりたいと考えます。 いずれにしましても、三年番茶につきましては、荒廃茶園の解消対策の一つとして、もうしばらく事業を展開してまいりたいと考えており、今年度中には焙煎士さんをお願いして焙煎をしていただきたいと考えております。 また、さきの岐阜大学様との包括連携協定の調印式で三年番茶についてお話をさせていただいたところ、早速大学から連絡があり、近々お会いするようにとお約束をさせていただきました。 これを機に、耕作放棄茶園整備をはじめ、耕作放棄地や遊休農地の活用について、大学関係者とも協議を進めてまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	松山成美君。
3 番（松山成美君）	（質問のため登壇） ありがとうございました。 耕作放棄茶園の解消をはじめとする遊休農地の活用に向けた取り組みを、今後においてもしっかりと検討していただけるということで安心をしました。 七宗町の美しい里山の原風景の保全は、私たちが安心して暮らすことのできる集落環境の整備にもつながります。

	よろしくお願いします。 続きまして、二つ目の質問に移ります。 公共施設敷地内の屋外トイレの設置及びＪＲ上麻生駅トイレ改修について質問させていただきます。 神渕コミュニティーセンター及び木の国七宗コミュニティーセンターは、生涯学習の学びの場としての各種行事、ふる里まつりの会場、異常気象等発生時には指定避難所、また、神渕コミュニティーセンター付近ではレッキーマラソン大会の会場として多くの町民や外来者が集まります。 コミュニティーセンター敷地内に、屋外トイレの設置についての考え方をお聞かせください。 また、ＪＲ上麻生駅前付近の公衆トイレについては設置から時間も経過しており、快適に使用できるトイレとは思えませんが、安心して快適に使用できるトイレの改修のお考えがあるか、お聞かせください。 以上です。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 参事 山田俊也君。
参事（山田俊也君）	（答弁のため登壇） 公共施設敷地内に屋外トイレの設置及びＪＲ上麻生駅トイレの改修について答弁させていただきます。 現在、七宗町の多くの主要な行事、イベントは、上麻生、神渕地区の両コミュニティーセンターや、その周辺で開催されております。 特に、毎年12月開催のレッキーマラソンは、神渕コミュニティーセンターを中心に開催され、コロナ禍前は町内外から800人前後の参加者で盛大に開催されております。 当日は、施設内のトイレを開放すると同時に、屋外に4基程度の仮設トイレを設置し、参加者、関係者に利用していただいておりますが、現在までに不便をしたなどの苦情等はいただいております。 また、同施設1階女子トイレの和式便器につきましては、利用者が少なくなっていることや、指定避難所という観点から、幅広い年齢層の方が快適に利用できるように、今年度、洋式

	便器に改造するように、現在、事業を進めております。 ご質問の公共施設敷地内の屋外トイレの設置につきましては、多額の建設費用が必要です。 特に、木の国七宗コミュニティーセンターにつきましては、屋外イベント開催で一時的に多人数が利用されることが想定されるので、最低でも、10人槽程度の合併浄化槽が必要となりますので、さらに建設費用が必要となります。 設置後は、快適に使用できるためのランニングコストや防犯上のコストも必要と考えますので、現在のところは、公共施設敷地内の屋外トイレの設置につきましては計画をしておりませんので、ご理解をお願いします。 また、ご質問にあるように、ＪＲ上麻生駅の公衆トイレにつきましては、駅利用者などが急を要して使用される方が多く、どうしても汚れることは避けられませんが、清掃回数を増やすなどし、少しでも多くの時間帯で快適に利用できるように努めてまいりたいと考えております。
議長（福井徳一君）	松山成美君。
３番（松山成美君）	（所見） ご回答ありがとうございました。 費用対効果と検討された中で、町としての現在の考え方は理解できました。 今後において、公共施設の建設計画ができたときには、屋外からでも容易に利用できる設計等も考慮していただきたいと思います。 また、ＪＲ上麻生駅トイレを先日利用させていただきました。以前利用したときには、クモの巣、砂ぼこり、便器の汚れ等が気になり、快適に利用することができなと感じました。先日、利用させていただいたときには、以前とは全く違い、大変きれいな清掃が行き届いたトイレとなっておりました。今後においても、衛生的で清潔感のある公衆トイレとして維持管理をよろしくお願いします。 また、利用する私たちも、当然のことですが、マナーを守り、快適に、誰もが利用できるよう心がけたいと思います。 どうもありがとうございました。

議長（福井徳一君）	続きまして、議席番号1番 古田好文君。
1 番（古田好文君）	（質問のため登壇） 議席番号1番、古田好文でございます。 議長の許可をいただきましたので、2項、質問させていただきます。 一つ目、道の駅ロックタウンプラザの活性化について。 現在あるレッキー広場のスペースを、イベントや催し等で週末の集客を図るため、半期ごとに月間のスケジュールを計画し進めることを提案いたします。 先日、岐阜大学と七宗町が連携を締結されましたので、学生たちのイベント推進による新たな企画で集客を行ってはいかがでしょうか。 また、イベント企画会社との連携により、安全で精度の高い企画を集客することができると思います。 そこで問題点がございます。 現在、ロックタウンプラザではイベントを統括し推進する人材がいないことです。 ロックタウンプラザの責任者選任が急務となります。 責任者は、イベント経験や知識がなくても、チームで率先して行動の取れる方であれば適任者だと思います。 以上、ご提案いたしますので、ご答弁をお願いいたします。
議長（福井徳一君）	答弁願います。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（答弁のため登壇） それでは、道の駅ロックタウンプラザの活性化について答弁をさせていただきます。 まずは、ロックタウンプラザにつきましては、限られた人数の中で、社員の皆さんが日々業務に励んでいただいていることを認識しておりますが、所管課であるふるさと振興課といたしましても、イベントに参加するなどして今後も携わっていきたいと考えております。 また、イベントスペースであるレッキー広場につきましては、徐々にお使いをいただける方がいらっしゃり、町のPRや活

	性化に寄与していただいていると感じておりますが、有効活用には至っておらず、施設の使用料の問題や施設周辺の整備について見直しを要するところは幾つかあると認識しておりますので、引き続き関係者で協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。 なお、議員のお話にもありましたが、去る８月１日に七宗町と岐阜大学様との間で包括連携協定の調印式を行い、まちづくりに関することや関係人口、交流人口の増加に関することなどについて連携協力することで合意をいたしました。 今後は、議員のご指摘のとおり、岐阜大学様と連携しながら各事業を展開してまいりたいと考えております。 また、ロックタウンプラザの責任者選任につきましては、職員の増員を含め、次の取締役会でご相談申し上げたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	古田好文君。
１番（古田好文君）	（質問のため登壇） 前向きなご答弁ありがとうございました。 ぜひレッキー広場の有効活用のご努力をお願い申し上げます。 ２項目、ロックタウンプラザ野彩ひろばについて。 野彩ひろばの集客はよい売場ですが、過去にも同様なご意見がございましたが、午前中に売場の棚に野菜が品切れ状態で、販売する品物がなく、閉店時間を短縮するなど、お客様にはかなりご不便をかけております。 参考までですが、揖斐郡大野町、道の駅パレットピアおおのを見学したとき驚いたのが、商品売場にはレジカウンターが３か所あり、レジが合計で９台設置されていきました。 野菜果物売場が売場の４０％ほど占めており、品ぞろえは素晴らしい内容でした。 道の駅は野菜が中心であると感じました。 そこで、過去には、野彩ひろばに野菜を供給していた青空市場出荷組合が組織されていたと聞いておりますが、ぜひとも野菜の供給できる組織の再開をお願いできないでしょうか。

	以上、お願い事でございます。 ご答弁お願いいたします。
議長（福井徳一君）	答弁願います。 参事兼ふるさと振興課長 林佳成君。
参事兼ふるさと振興課長 （林佳成君）	（答弁のため登壇） それでは、ロックタウンプラザ野彩ひろばについて答弁をさせていただきます。 農業者の高齢化や後継者不足、そして、異常気象とも言える高温等による野菜の生育不良が続き、時期的には、野菜が品薄状態となることがあることについては認識をしております。 また、ロックタウンプラザがオープンした頃は、野菜を安定的に出荷できるようにと青空市場出荷組合が組織されており、当時の農林課がその事務局を任されておりましたが、やがて事務局がロックタウンプラザへ移行したことから出荷組合は解散し、現在のような形態になっております。 そんな中、ロックタウンプラザとの話合いの中には、再び出荷組合なるものを組織して、七宗産の野菜が安定的に供給できるような体制を整備したらどうかとの話は出ておりますが、さきのご質問にもありましたとおり、人材不足の問題や出荷者の高齢化等の問題が相まって実現に至っておりません。 ロックタウンプラザとしては、時期を見て出荷者の皆さんにお集まりをいただき、野菜の栽培についてや野彩ひろばの今後についてご相談を申し上げる機会を設け、併せて、農薬の適正使用等についての勉強会を開催したいと考えているようでございますので、申し添えさせていただきます。 また、ふるさと振興課といたしましては、さきの岐阜大学様との包括連携協定の中で、野菜の栽培や出荷、集荷の方法等について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（福井徳一君）	古田好文君。
1 番（古田好文君）	（所見） ご答弁ありがとうございました。 野彩ひろばへ安定供給できる体制が整えば、お客様に喜んでいただけ、今まで取りこぼししていた売上げ増にもつながると思います。 重ねてよろしくお願いいたします。 私からは以上でございます。
議長（福井徳一君）	続きまして、議席番号4番 市川裕隆君。
4 番（市川裕隆君）	（質問のため登壇） 議長よりお許しをいただきましたので、町政一般に対する質問をさせていただきます。 七宗町の防災体制について、2点質問させていただきます。 一つ目として、以前より検討しております各地区の自主防災体制ですが、どのような取り組みがなされてますか。 また、七宗町における備蓄について、どれくらい確保できていますか。 それに伴い、各家庭においてどれくらいの備えをしておけばいいのか、お答えください。 二つ目として、今年の初めの能登半島地震から始まり、宮崎県沖地震、神奈川県での地震と続いております。 能登半島地震では、人的支援や支援物資による支援活動など、ご足労いただいたこと、大変よかったですと思います。 今後もこのような災害時において助け合うことができる体制も必要だと思います。 それに伴い、他市町村との防災協定はどのようなになっているかお答えください。
議長（福井徳一君）	答弁を願います。 総務課長 亀山桂児君。
総務課長（亀山桂児君）	（答弁のため登壇） 市川議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

	初めに、自主防災体制についてのご質問ですが、地域住民の方が連携し、自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、地区ごとに自主防災組織を結成され、日頃から防災に対する備えを行っていただいております。 令和5年度には、新たに1地区が自主防災組織を結成されましたので、現在、町内には19地区17の自主防災組織が結成されています。 なお、未設立の地区に対しては、組織設立に向け支援を行い、結成されている地区に対しても継続的に活動を行っていただけるよう、引き続き助成を行ってまいりたいと考えております。 次に、防災備蓄品についてお答えします。 災害で被災された住民の生活を確保するため、町内8施設に防災備蓄倉庫を設置して、食料や飲料水などを備蓄しております。 防災備蓄倉庫には非常食のほか、毛布や紙おむつなどの生活必需品や、非常用発電機やスコップ、ロープなどの救助用品が保管されております。 なお、保管されている飲料水は、500ミリリットルのペットボトルが約2,000本、2リットルのペットボトルが250本、食品としては、白米や五目御飯などのアルファ米1,300食、カレーライス480食、携帯おにぎり2,400個、乾パン約1,500個です。また、炭水化物の食品に偏らないようにするため、そばろ煮などのおかず類も備蓄しております。 そのほかには、アレルギーに対応した青菜御飯など800食や、インスタントみそ汁なども備蓄しており、指定避難場付近に設置している防災備蓄倉庫に非常食を保管することで、地域完結型の確立を目指しております。 次に、各家庭における備蓄については、国も示すように、災害発生後、自治体などから供給が届くまでの最低3日分程度の食料品と水を用意していただき、可能であれば7日分を備蓄していただくようお願いします。 なお、水は1人、1日1リットルが必要ですが、調理などに使用する場合には3リットルを用意すると安心とされています。 ただし、家族構成や健康状態によって、必要な用品が異なり
--	--

	ますので、家族単位でリストを作成してください。 最後に、災害時における他市町村との防災協定については、岐阜県及び県内の市町村と災害時相互応援協定を締結しております。 また、東日本大震災を受け、自治体が連携しながら、相互に防災研究と災害支援を実施することを目的に設立された、ささつな自治体協議会に加盟しており、全国24の市町村と災害支援協定を締結していることから、災害が発生した場合には、資機材及び物資の提供並びに人員の派遣などの応援をしています。 なお、能登半島地震において、石川県志賀町に対して物資を届けたのは、この協定によるものです。 以上、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	市川裕隆君。
4 番（市川裕隆君）	（質問のため登壇） 答弁ありがとうございます。 再質問ですが、今後の進め方を伺います。 加納町長は、東日本大震災後のボランティア活動に参加され、その現状を見られたり、体験されたり、今年の能登半島地震には職員を派遣され、その現場での実体験など報告を受けていると思われませんが、こうした観点から、七宗町の防災対策を見直す点はなかったか、また、自主防災組織に対する今後の支援及び指導について、具体的にどのように行っていけますか。 もう一点ですが、近隣市町村との協定の中で、防災や被災後における連携についての話し合い、警察や消防との情報共有ですが、スムーズに行われるよう体制は整っているのでしょうか。
議長（福井徳一君）	再質問に対する答弁を願います。 総務課長 亀山桂児君。
総務課長（亀山桂児君）	（答弁のため登壇） 七宗町の防災体制についての再質問にお答えします。

	初めに、今年の元日に発生した令和6年能登半島地震においては、被災された輪島市と中能登町に対し、対口支援団体として1月18日から職員の派遣を行い、輪島市では、小学校体育館に開設された避難所の運営支援と、中能登町では罹災証明申請受付業務や家屋調査などを行いました。 被災地での支援を終えた職員全員から復命書の提出があり、避難所運営に携わり、避難所のトイレを清潔に保つことが感染症の拡大を防ぐために重要だと強く実感した経験を生かすため、本年度から実施されている女性等の視点を踏まえた避難所運営推進事業に合わせ、女性消防団員から意見を聞き、防臭機能と感染予防を備えたラップ式トイレを購入しました。 そのほかには、備蓄品として保管している大人用の紙おむつや、トイレで使用する凝固剤が不足気味だったことを踏まえ、備蓄数を増やしたいと考えております。 そして、避難所では生活スペースも限られているため、高齢者の多くが1日中、寝て過ごしている現状を聞くと、七宗町でも同様の状況となるのではないかと思います。 こうしたことから、避難場運営では運動を定期的に取り入れるなど、スケジュール管理を行い、避難所の環境改善を図りながら、避難生活が長期化して先が読めない場合においても、段階ごとに整理できるようなロードマップの政策を行っていかねばならないと改めて感じさせられております。 また、避難生活を送る被災者の方々は、自分たちができることを見つけ出し、協力しながら避難生活を過ごしていたことや、被災者でありながら支援を行った職員に対して優しく明るい態度で接していただくなど、心の強さを感じ、逆に力をもらったことで、今後も石川県のために何か支援を行いたいと思った職員もいるなど、現地で気づいたことをまとめております。 次に、自主防災組織に対する支援等については、非常時において即時即応と言われるように、地域をよく知っていることから、細やかで迅速な対応ができるのが自主防災組織のメリットだと考えます。 このメリットを生かしながら、地域密着の取り組みを展開できるように行政として支援するため、区長さんや自主防災組
--	---

	織の役員さんなどを対象に、日頃からの備えや避難所の開設と運営について学ぶことを目的に、コロナ禍前の令和元年まで毎年開催しておりました避難所運営基礎講習を、本年度は5年ぶりに開催する予定です。 最後に、災害協定における情報共有についてですが、自治体との災害協定については先ほどお答えしましたとおりですが、そのほかに、岐阜県内の消防一部事務組合とも広域消防相互応援協定を締結するなど、9月1日現在で37の組織や団体と災害協定を締結しております。 協定の目的である被害を最小限に抑えるためには、災害発生時、密接に連携し、迅速な情報連携を行うことにより、体制の強化を図り、目的を達成したいと考えておりますので、ご理解いただき、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	町長 加納福明君。
町長（加納福明君）	（答弁のため登壇） 続けて答弁をいたします。 まず、私の東日本大震災へのボランティア活動の参加につきましては、町長に就任する前のことで、被災地の復興と、被災者の皆さんが一日でも早く元の生活を取り戻してほしいということと、どんなお手伝いや作業でもやるという強い志を持って、2回参加させていただきました。 その経験は私の生涯の糧となり、町長に就任してからも、その志を持って行政運営に携わっております。 市川議員におかれましても、ぜひ強い志を持っていただき、今からでも遅くないので、ボランティア活動に参加され、元消防団の役員の経験も生かされて、地域住民、自主防災組織の今以上の組織力強化に努めていただきたいと思います。 また、能登半島地震における支援につきましては、ささつな自治体協議会での災害支援協定により、志賀町に大至急必要とする物資をお聞きし、短時間のうちに職員が管内を走り回って物資を集め、1月8日早朝に、市川議員は参加されませんでしたが、ほかの議員の皆さんには寒い中協力していただき、トラックへ積み込み、ブルーシートを320枚、インスタント食品1,200食、土のう袋500個を志賀町へ届けることができ

	ました。 1月8日は祝日でしたが、関係職員、議員の皆さんの熱い思いの中、被災者へ支援が始まりました。 その後も、国の要請による、岐阜県の対口支援市町村である輪島市並びに中能登町へ、岐阜県からの要請を受け、職員12名が2人ペアで41日間にわたり支援していただきましたが、今回、出発するに当たり、私から、あなたたちもきつとつらい作業があると思いますが、被災されている方々はそれ以上につらい思いですので、しっかりと頑張ってきて活動してくださいと全員に言って出発していただきました。 宿泊施設から往復4時間程度の道のりの中、避難所へ通い業務を行ってきましたが、帰庁後、帰ってからですね、それぞれが現状や業務内容、避難されている方の心境など、復命を受け、その内容はいろいろな機会において町民にお知らせしてきましたし、参加した職員は大きな経験となり、本町の有事が発生した場合には、中心となって活躍していただけるものと確信をしております。 私自身もボランティア活動に参加した経験や、防災に対する思いは強く持っており、町長就任後、すぐに防災河川カメラ12基の設置、停電対策であるライフライン事業に着手し、現在も継続し事業を推進しております。 また、今年度は有事の際、飲料水確保と火災における水利確保のため、本郷地内に飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を進めております。 連携につきましては、先般9月4日に可茂ダンプトラック協同組合と新規の災害協定を締結し、私が町長に就任してから、防災に関する協定は10件契約を締結してまいりました。 災害協定を締結することが全てではありませんが、多くの市町村や民間団体と災害連携協定を結ぶことによって、有事の際に1人でも多くの町民の生命財産を守れるよう進めております。 市川議員には理解してもらえたことと思いますので、答弁とさせていただきます。 終わります。
--	---

議長（福井徳一君）	市川裕隆君。
4 番（市川裕隆君）	（所見） 答弁ありがとうございます。 町長の熱い思い、しっかりと受け止めさせていただきました。自主防災のほうも、これからしっかりとまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いします。 町としても、自主防災の支援ですとか、助成のほうをしっかりと行っていただきますようお願いいたします。 あと、もう一点ですけど、1月8日の日ですけど、私もトラックの積込みのほうは手伝いに伺わせていただきましたので、その旨、ちょっとご修正のほうをお願いいたします。それでは、終わらせていただきます。 ありがとうございました。
議長（福井徳一君）	続きまして、議席番号5番 大鋸利光君。
5 番（大鋸利光君）	（質問のため登壇） 5番、大鋸利光です。 議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を朗読させていただきます。 南海トラフ大地震と町有地、休耕地の扱いについて。 以前にも一般質問させていただきました、南海トラフ巨大地震についてです。 最近発生して起きた地震は、平成23年3月11日東日本大震災をはじめとして、平成28年4月16日には熊本地震、令和になつては、令和6年1月元旦に起きた能登半島地震、どの地震災害の復旧工事も難儀を余儀なくされ、復興の兆しが見えません。 そんな中、令和6年8月8日に宮崎県日向灘で発生した地震、気象庁からは、この地震の発生を受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。 仮に南海トラフ巨大地震が発生した際、周囲の強い揺れや高い津波が想定されます。 七宗町も災害エリアに入っています。 ハザードマップでの確認では、生死の保障はありませんが、

	全てを失うのではなく、津波に対しては、この町は標高が200メートル以上あり、頑丈な土地柄であります。 既にテレビでも幾度も取り上げられ、この町の地盤、地層の強度は地震にも強いと評価されています。 最近、特に七宗は地盤が頑丈でいいねと言われています。 そこで質問ですが、地盤、地層が強い七宗町であればこそ、これを提供して、町有地や休耕地を活用して、南海トラフ巨大地震の避難先の一つとして貸出しをするのもいいのではないのでしょうか。 生活用のトレーラーハウス、プレハブ住宅、セカンドハウス等、未然の予防策として非常用物資の保管場所として設置されたら、これも活性化の一つになるのではないのでしょうかと思います。 どうぞ、ご回答をお願いいたします。
議長（福井徳一君）	答弁願います。 総務課長 亀山桂児君。
総務課長（亀山桂児君）	（答弁のため登壇） 南海トラフ巨大地震と町有地、休耕地の扱いについて答弁をさせていただきます。 七宗町内において観測された地震の記録については、地震計が設置された2000年以降の記録しかありませんが、地震回数は42回で、その内訳は、震度1が29回、震度2が13回でしたので、過去23年間において、七宗町内では震度3以上の揺れは観測されていないことから、メディアに取り上げられました。 しかし、今後30年以内に発生すると言われている南海トラフ地震では、七宗町においても最大震度5強、県内での最大被害は、家屋の全壊が約6,500棟、死者数約200名、負傷者数約1,400名の被害想定がされていることから、七宗町が地震に強い町だと断言することはできないと思います。 また、小中学校運動場や保育園園庭などのまとまった面積が確保できる町有地については、被災された町民のために、応急仮設住宅の建設用地として使用する計画となっております。

	いつ来るか分からない地震をはじめ、様々な災害に備え、七宗町民の生命と財産を第一に考え、今後の防災対策に取り組んでまいりますので、ご理解いただき、答弁とさせていただきます。
議長（福井徳一君）	大鋸利光君。
5 番（大鋸利光君）	（所見） ご答弁ありがとうございます。 先ほどの市川君と同じような、防災に関係した私の質問でございましたので、再質問はしませんが、一言だけ申し上げます。 七宗町が地震に強い町だと断言することはできないと思うと答弁はされましたので、これ以上のことは申し上げることはないと思います。 でも、今後起き得る想定外の災害に対しては、十分な防災対策を構築し、取り組んでいただけるものと信じて、私の質問とさせていただきます。 以上とさせていただきます。 ありがとうございました。
議長（福井徳一君）	以上で町政一般に対する質問を終わります。 お諮りいたします。 これより暫時休憩したいと思います。 これにご異議ありませんか。 <「異議なし」の声あり>
議長（福井徳一君）	異議なしと認めます。 したがって、暫時休憩することに決定しました。 これより暫時休憩します。
	（午後 2 時 5 6 分 休憩） （午後 4 時 0 0 分 再開）
議長（福井徳一君）	休憩前に続き会議を開きます。 日程第 2、議第 54 号から議第 62 号まで、認定第 1 号から認定

	第9号までを一括して議題とします。 各常任委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。 初めに、総務建設常任委員会委員長 加納忠良君。
総務建設常任委員長 (加納忠良君)	(報告のため登壇) 定例会における委員長報告をさせていただきます。 総務建設常任委員会、議長より報告を求められましたので、総務建設常任委員会における審査の概要並びに結果について報告申し上げます。 9月3日、本委員会に付託されました議第55号 令和6年度七宗町一般会計補正予算(第2号)についてほか13議案について、9月3日、4日、5日の3日間、委員会を開催し、担当課の職員から、議案に対する詳細な説明を受け、慎重に審議した結果、議第55号 令和6年度七宗町一般会計補正予算(第2号)中、総務建設関係、議第59号 令和6年度七宗町神湊財産区特別会計補正予算(第1号)、議第60号 令和6年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算(第1号)、議第61号 令和6年度七宗町簡易水道事業会計補正予算(第2号)、議第62号 大柿橋修繕工事請負契約の締結については、報告書にありますとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。 また、認定第1号 令和5年度七宗町一般会計歳入歳出決算認定について中、総務建設関係、認定第2号 令和5年度七宗町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について中、総務建設関係、認定第3号 令和5年度七宗町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について中、総務建設関係、認定第4号 令和5年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について中、総務建設関係、認定第5号 令和5年度七宗町神湊財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和5年度七宗町上麻生財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和5年度七宗町中麻生財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和5年度七宗町簡易水道事業会計決算認定について、認定第9号 令和5年度七宗町下水道事業会計決算認定については、報告書にありますとおり、全員賛成で原案のとおりそれぞれ認定すべきものと決定しました。

	以上、総務建設常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。 少し声が小さくて聞き取りにくかったと思いますが、どうもすみませんでした。 以上です。
議長（福井徳一君）	続きまして、教育民生常任委員会委員長 大鋸利光君。
教育民生常任委員長 （大鋸利光君）	（報告のため登壇） 議長より報告を求められましたので、教育民生常任委員会における審査の概要並び結果について報告申し上げます。 9月3日、本委員会に付託されました議第54号 七宗町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてほか8議案について、9月3日、4日、5日の3日間、委員会を開催し、担当課の職員から議案に対する詳細な明細を受け、慎重に審議した結果、議第54号 七宗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議第55号 令和6年度七宗町一般会計補正予算（第2号）中、教育民生関係、議第56号 令和6年度七宗町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第57号 令和6年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 令和6年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、報告書にありますとおり、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。 また、認定第1号 令和5年度七宗町一般会計歳入歳出決算認定について中、教育民生関係、認定第2号 令和5年度七宗町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について中、教育民生関係、認定第3号 令和5年度七宗町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について中、教育民生関係、認定第4号 令和5年度七宗町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について中、教育民生関係は、報告書にありますとおり、全員賛成にて原案のとおりそれぞれ認定すべきものと決定しました。 以上、教育民生常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。 どうもありがとうございました。

議長（福井徳一君）	以上で各常任委員長の審査結果の報告を終わります。 ただいま議題となっています議第54号から議第62号まで、認定第1号から認定第9号までの委員長の審査結果に対する討論を行います。 討論はありませんか。 <「ありません」の声あり>
議長（福井徳一君）	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより議第54号から議第61号までを採決をいたします。 本案に対する各常任委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、議第54号から議第61号までは、各常任委員長の報告のとおり可決されました。 続きまして、議第62号を採決いたします。 本案に対する常任委員長の報告は可決です。 本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。 （賛成者起立）
議長（福井徳一君）	全員起立でございます。 着席ください。 したがって、議第62号は常任委員長の報告のとおり可決されました。 続きまして、認定第1号から認定第9号までを採決いたします。 本案に対する各常任委員長の報告は認定とするものです。 本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。 （賛成者起立）

議長（福井徳一君）	全員起立です。 着席ください。 したがって、認定第１号から認定第９号までは、各常任委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。 令和６年七宗町議会第３回定例会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。 （午後４時１２分 閉会）
会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。	
	議会議長 福 井 徳 一 署名議員 署名議員 中 島 寛 直